

第80回国民体育大会青森県準備委員会 第1回施設専門委員会 結果概要

1 日 時

平成29年8月30日（水） 10：30～11：30

2 場 所

ウェディングプラザアラスカ 地下1階 サファイア

3 出欠状況

出席者 16名

欠席者 0名

4 議事概要

(1) 委員長・副委員長の報告

委員長を馬渡委員に、副委員長を和嶋委員に委嘱したことを報告。

(2) 説明・報告事項

①国民体育大会の概要について

②第80回国民体育大会の準備経過について

③第80回国民体育大会青森県準備委員会組織構成図

④第80回国民体育大会青森県準備委員会専門委員会規程

⑤第80回国民体育大会青森県準備委員会施設専門委員会スケジュール

⑥第80回国民体育大会青森県準備委員会における現在までの決定事項
について

⑦第80回国民体育大会競技施設基準について

⑧第80回国民体育大会会場地市町村第1次選定競技施設概要

⑨国民体育大会競技関連施設等概念図

事務局から①～⑨について説明。

【質疑】

(委員)

専門委員会規程別表の施設専門委員会の委任事項「4 その他施設に関すること」の「その他」には、どのようなことが考えられるか。

(事務局)

「その他」は、付託事項や委任事項のどの項目にもない事案が発生した場合、この「その他」の部分の規定を使って審議することとなる。

(委員)

競技施設基準の「配慮すべき事項」欄は、会場地市町村の状況によって、独自に判断し、変更できる部分であるのか。

(事務局)

「配慮すべき事項」欄の部分を変更することは難しいが、中央競技団体の視察の際に、会場地市町村の施設の状況を見せて、弾力的に運用できないかという協議は中央競技団体とできる。

「配慮すべき事項」欄の下に「先催県の事例」欄があるが、例えばバスケットボール競技では、施設基準上10面必要であるが7面で実施している先催県の例もあるため、中央競技団体と協議し、競技運営上、問題なければ7面で実施可能となる。

また、例えば、「配慮すべき事項」欄に「隣接するコートの間隔は7m以上が望ましい」とあるが、仮に7m以上の間隔がとれなかった場合でも、6m若しくは5mで競技運営上、問題ないか中央競技団体の視察の際に協議し、検討してもらうことは可能である。

(委員)

全国障害者スポーツ大会について、当委員会では扱わないのか。

将来的にオリンピックやパラリンピックで「ボッチャ」という競技が正式種目になるのではないかという話があるが、そういったことについて色々と検討していくべきと思っている。そのようなことについて何も説明がないのが疑問である。

(事務局)

今回の施設専門委員会において、障害者に対応した施設に関する資料についてはないが、国体が内定になる5年前に、全国障害者スポーツ大会の準備も進めていくこととなる。

全国障害者スポーツ大会の準備については、まず、準備に係る組織を立上げ、会場地選定等を行っていくこととなる。そして会場地選定の際に、施設の障害者対応等について調査することとなる。

国体開催3年前には、県準備委員会が実行委員会に移行するが、その時に、国体の準備委員会と障害者スポーツ大会の準備委員会が一緒になった組織となる。その中で、事前に準備してきたことをまとめ、障害者対応も含めて検討していくこととなる。

一緒の組織となった時にスムーズに情報共有ができるよう、施設専門委員会をはじめ、総務企画専門委員会や競技運営専門委員会にも障害者団体の関係者の方に委員をお願いしている。

ボッチャについては、障害者スポーツ大会を所管しているスポーツ庁が、競技追加実施の有無について決定することとなるので、その動向を見ながら検討していきたい。

(委員長)

障害者施設等に関連して、競技者だけではなく来場者に対しての対応については、新設や既設は法令上守られていると思うが、仮設についても対応できているのかどうか、見落とさないように配慮していただきたいと考えている。

(委員)

青森市で開催予定のトライアスロンについて、設置主体の欄が米印となっているが、設置主体はどこになるのか。

(事務局)

港湾は、国で整備し、県が管理している場所であるため、米印として記載している。先程、競技施設整備基本方針や県及び会場地市町村の業務分担・経費負担基本方針の説明をしたが、トライアスロン会場の場所は市の施設ではないため整備費を市が負担するわけではない。仮設施設の費用に関しては、市へ県から助成する形で進めていくことになるかと思う。

(委員)

選定された市町村の施設において、競技施設基準に合致していない、又は改築等が必要な施設というものはあるのか。また、民間の施設については誰が整備を行うのか。

(事務局)

第1次選定を行った際、事務局が事前の調査や競技団体と市町村とのヒアリングを通じて競技施設基準に合致しているということを確認しており、競技を実施する施設としては基準を満たしている。ただし、観客席や控室等の競技施設基準に記載のない仮設物等で対応していく部分に関しては、これから会場地市町村や施設の所有者と色々と協議して進めていくこととなる。

中央競技団体の正規視察の際に、「この施設は古くて駄目」などの指摘があれば、施設の所有者や会場地市町村と協議して、改修について検討していく。

民間の施設は、基本的に民間が整備することとなるが、その方法や経費に関しては、様々な支援方法を先催県が行っているため、本県も先催県を参考にしながら整備を進めることになっていく。本県の国体で民間施設を会場予定施設としている競技は、ボウリングとゴルフがあるが、ボウリングであればボウリング場のピンや床面を国体仕様とすることがあるかもしれない。ゴルフの場合はほぼ整備は必要ないと考えている。

(事務局)

補足であるが、先程、施設整備方針や競技施設基準等の説明をしたが、この方針等と国民体育大会競技関連施設等概念図との関連について説明する。常設の施設整備についてはそれぞれの所有者が実施することとなる。新設や

既存の施設の整備に関しては、市町村のものは市町村が、県のものは県が実施することとなる。ボート、セーリング、馬術、スポーツクライミング等は仮設でないとは実施できないということで、この仮設物の費用負担に関しては先催県のこれまでの例を見ていくと、市町村だけの負担ではなく、県も負担している例もあるし、全く市町村が負担していない例もあるので、先催県の例を参考にこれから検討していくこととなる。

競技運営仮設物というのは、試合を運営する上で必要な競技運営本部や、救護所、おもてなしのためのテントなどのことであり、費用負担について、先催県の例では、会場地市町村と県とで費用負担している。本県では、これから先催県の例を踏まえ、費用負担について検討していくこととなる。

(委員)

施設整備に係る、県と市町村との経費負担については、後で問題にならないように、できるだけ細かいところや考え方まで、会場地市町村と共有し、十分確認しあった上で進めて戴きたいと思うのでよろしくお願いしたい。

(事務局)

事務局としては、市町村の担当者と十分話し合いを行っている。今後、経費負担等について検討していくこととなるが、事務局が市町村に伺って説明するなど連携を密にして、情報共有に努めていきたい。

市町村の担当者と十分話し合いをし、情報は共有しているが、そこでの内容が、細部まで上層部に伝わっていない部分もあると考えられる。事務局としては、市町村が十分納得できるような形で進めているつもりであり、市町村からの質問があれば、回答している。市町村に対して、丁寧な対応していることを御理解いただきたい。

以 上